

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、以下のものを指定し、及び次のとおり藤沢市ふじさわ宿交流館に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

2026年(令和8年)4月10日

藤沢市長

鈴木 恒夫

1 委託を受けた者

藤沢市片瀬海岸二丁目20番13号

公益社団法人 藤沢市観光協会

2 委託に係る使用料の種類

藤沢市ふじさわ宿交流館条例(平成27年藤沢市条例第3号)

第8条に規定する使用料

3 委託の期間

2026年(令和8年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日まで